

今国会における地方自治法改正の検討事項

1 地方分権の推進を図るための措置

(1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の自主性・自律性を拡大するため、県議会及び市町村議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

(2) 議決事件の範囲の拡大

議会機能を充実・強化するため、法定受託事務に係る事件についても条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

(3) 行政機関等の共同設置

効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、保健所その他の行政機関、地方公共団体の長の内部組織、委員会又は委員の事務局等について共同設置を行うことができることとする。

(4) 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、長期にわたって設立の事例がなく今後存置する意義がないと見込まれることから、廃止する。

(5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方公共団体の自主性・自律性がより発揮されるようにするため、地方分権改革推進計画に基づき、次に掲げる義務を撤廃する。

- ・ 財産区の財産処分等の協議義務
- ・ 内部組織条例の届出義務
- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 予算・決算の報告義務
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務
- ・ 条例の制定改廃の報告義務

2 直接請求制度の改正

(1) 直接請求代表者の資格制限の創設

平成 21 年 11 月 18 日の最高裁判決[※]を受け、直接請求について、請求手続における請求代表者の資格制限を設ける。

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。

(2) 署名に関する罰則の追加

直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。